

国社整審第 17 号
令和 2 年 7 月 28 日

住宅宅地分科会

分科会長 中井 検裕 殿

社会資本整備審議会

会長 進藤 孝生



住生活基本計画（全国計画）の変更の案について（付託）

令和 2 年 7 月 14 日付け国住政第 21 号により当審議会に意見を求められた住生活基本計画（全国計画）の変更の案については、社会資本整備審議会運営規則第 8 条第 1 項の規定により、住宅宅地分科会に付託します。